



法的に見た幼稚園の姿

——教育機關としての幼稚園——

文部省事務官 玉越三朗

幼稚園が教育基本法及び学校教育法の公布により、新しい精神と方法との下に民主的平和的な文化國家建設の教育の基礎として新たに發足して二年餘を経た今日、ここに過去を振り返つて根本的な幼稚園の姿を顧みるのも無意味ではないと思はれる。

一、教育法規における幼稚園の地位

従來の教育法規から見ると、幼稚園は學校とは別個に考えられて「學校又は幼稚園」「學校（幼稚園を含む。）」等と表現されていたが、昭和二十二年三月三十一日法律第二十六號によつて学校教育法が公布されて初めて、

「この法律で、學校とは、小學校、中學校、高等學校、大學盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園とする。」（学校教育法第一條）

と明確に學校教育體系の一環としての教育施設として認められるに至つた。

表現上からは、單に幼稚園も小學校や中學校と同様に取扱われるようになったということであるが、次の點で幼兒教育史上相當大きな意義をもつものである。

一 就學前教育の重要さが認められて、初等普通教育の素地を培う基礎教育機關としての幼稚園の地位が明確に示された。

舊幼稚園令においては、「……家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス。」（幼稚園令第一條參照）と家的教育の補助機關としての施設であつて、學校教育を施す教育施設ではなかつたのであるが、ここに「學校」としての地位が明確に與えられた。

二 幼稚園も、小學校、中學校、高等學校又は大學等と學校としての對等の地位が與えられて「法律に定める學校」として、特別の制限と責任が課せられると共に、特權が認められるようになった。

教育基本法第六條及び第八條に、

「法律に定める學校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共團體の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」

法律に定める學校の教員は、全體の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、

教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられなければならない。」(教育基本法第六條)

「法律に定める學校は、特定の政黨を支持し、又はこれに反對するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」(同法第八條第二項)とあるが、學校の設置ばかりでなく、廢止、教員の身分、資格、教育内容、表簿の備え付け等についても、從來と異つた制限がみられる。(學校教育法、同施行規則第一章第七章第八章及び(二)法による幼稚園の維持經營の方法参照)

ここに注意すべきは、幼稚園の設置と、幼稚園に類する各種學校の問題である。現在種々誤解されている「法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」(教育基本法第六條及び學校教育法第二條参照)の條項、すなわち幼稚園の設置者は、國立公立以外は民法による財團法人でなければならぬということであるが、幼稚園については、現在未だ普及していないうらみがあるので、盲學校、聾學校大學教育法第一百二條によつて、當分の間法律に定める法人(民法によ

る財團法人)でなくとも設置は認可できるよう措置されてあり、今後も相當の間續くものと思はれる。次に各種學校であるが、幼稚園の認可を受けなくて事實幼稚園教育に類する教育を行つてゐるものは各種學校であるから、幼稚園に類する各種學校としての認可を申請しなければならない。申請しなくても都道府縣知事が各種學校の教育を行うものと認めるときは、關係者にその旨を通告して各種學校とすることができ。各種學校はもちろん法律に定める學校から除外されていることは明かである。(學校教育法第八十三條及び第八十四條参照)したがつて「幼稚園」の名稱は使用できない。

三 「幼稚園」の名稱の使用に制限が設けられた。正式の手續によつて幼稚園設置の認可を受けたもの以外は、「幼稚園」の名稱は絶対に使用できない。この規定に違反した場合は、閉鎖を命ぜられるか、或いは罰金刑に處せられる措置がとられている。(學校教育法第十三條、第八十三條、第八十四條、第八十九條及び第九十二條参照)

二、幼稚園の受持つ 教育の分野

學校教育法における幼稚園の受持つ教育の分野は、新憲法の精神に則り教育基本法(第一條参照)に掲げられている「教育の目的」の理想を實現するための働のうち、満三歳から小學校就學の始期まで(學校教法第八十條参照)の幼児に、適

當な環境を興えて小學校教育を施す基礎としての心身の調和的發達を助成伸長させることにある。

年齢においては、舊幼稚園令では、三歳未満の幼児も文部大臣の定めるところに従えば、入園を許すことができるような措置（幼稚園令第六條參照）をとつていたが、新制度においては三歳未満の幼児はあまり幼くて學校教育を受けさせるに相應しないと認められたため、これを家庭教育にゆずり、特例を削除して滿三歳以上とする原則にもどつたわけである。

教育内容については、

「幼稚園は、幼児を保育し、適當な環境を興えて、その心身の發達を助長することを目的とする。

幼稚園は、前條の目的を實現するために、左の各號に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 健康・安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身體諸機能の調和的發達を圖ること。

二 園内において、集團生活を經驗させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。

三 身邊の社會生活及び事象に對する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

四 言語の使い方を正しく導き、童話、繪本等に對する興味を養うこと。

五 音楽、遊戯、繪畫その他の方法により、創作的表現に對

する興味を養うこと。」（學校教育法第七十七條及び第七十八條）」

「小學校は、心身の發達に應じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

小學校における教育については、前條の目的を實現するために、左の各號に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 學校内外の社會生活の經驗に基き、人間相互の關係について、正しい理解と協同、自主及び自立の精神を養うこと。

二 郷土及び國家の現状と傳統について、正しい理解に導き進んで國際協調の精神を養うこと。

三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

四 日常生活に必要な國語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。

五 日常生活に必要な數量的な關係を、正しく理解し、處理する能力を養うこと。

六 日常生活における自然現象を科學的に觀察し、處理する能力を養うこと。

七 健康安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的發達を圖ること。

八 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文藝等について、基礎的な理解と技能を養うこと。」

とを比較するとき、表現上の相違は見られるが、小學校の教育すなわち初等普通教育は幼稚園教育の基礎の上に行はれることが明かであり、さらに幼稚園令第一條同施行規則第一條に示された舊幼稚園の持つ役割を考えあはせるとき、新しい幼稚園の受持つ教育の分野は明確に了解できる。

なお實際指導に當つては、常に幼児の特性を知悉してこの幼児教育の受持つ分野の充分な理解のもとに、日々の教育方法・指導方法を研究實踐し、その結果の評価の基準をもこの點に置き、技術の末端にのみ走らず目的達成に努め、小學校教育の展開に充分な基礎を興えるよう望むものである。

三、教育機關としての幼稚園

教育はあらゆる機會に、あらゆる場所において行われ、その教育としての機能をもっている集團や社會は、世にはいろいろあるが「學校」と名づけられる施設のように特別に教育のみの目的のために設けられた機關は他にはない。他の集團や社會は何れも「教育」それ自體を目的とせず、他の目的の手段として扱つてゐるにすぎない。それがために學校には他の施設とは異つた「教育」に對する周到な計畫とたえざる反覆と繼續とがある。ここが「學校」の教育機關としての特色である。

すなわち「學校」は、はつきりと自覺し意識された目的や

目標に向つて幼児の性質や生長發達に即して客觀的合理的系統的に周到な計畫の下に教育が繼續されるのであつて、そこには必ず教育計畫や教育材料についての系統を示した教育課程があり、指導者のたえざる創意工夫と努力と反省とが見られるのである。

幼稚園の目的や目標は前述のとおりであるが、その教育課程（保育内容）については文部大臣が定めることになつており（學校教育法第七十九條同施行規則第二十五條參照）この規定のもとに保育要領（幼児教育の手びき）が編纂された。

しかし教育目的を達成するための目的や目標にまで幼児を導いてゆく教育計畫や指導の方法や實際については、指導者が常に現實の社會に即して研究と工夫とを重ねすみやかに改善實施して、初めて學校の學校たる姿を示すことができるのである。

なお幼稚園が學校である以上、同じ幼児を對象としている施設であつても、「教育」を手段としているものは幼稚園ではないのである。

要するに幼稚園は、幼児を扱う施設のなかで幼児の人格完成への自發性を周到な計畫の下に指導者が繼續的全面的に、助成伸長させることを目的とする施設であるといえる。

四、教育機關における教師

教育機關における指導者すなわち教師の役割は前述のとおり最も大きいものであつて、教育機關としての學校の目的を

達成できるか否かは、教育者その人の努力にまつことはいうまでもない。ことに幼児教育における教師は重要な地位を占めるのである。

新しい教育は、幼児の経験と自發的活動を中心として展開されなければならず、その上幼児の活動を指導し、幼児に適した生活環境を準備し保育を最も効果的ならしめるために不可欠な教育環境を展開するに努力しなければならぬ。

更に教育機關としての幼稚園の教師は、教育的技術の外に自分からの一般的な豊かな教養と高い品性を持たなければならぬ。教師は幼児の精神的生命を主としてあづかり、民主的社會の形成者としての個性を助長する責任をもつており、園長は教師を統合して機關の生命を維持發展させる責任を持つてゐる。

法においても新しい幼稚園における教師の重要性を特に認め、園長及び教諭の職分を明瞭に示し、共にこれを必置制とし（學校教育法第八十一條参照）その資格についても従来より嚴重な制限を加え、免許主義をとつて教育職員免許法を制定し新教育の完遂を期してゐる。

特に幼稚園については、教員の資格について小學校及び中學校と同一に取扱つてゐる。いなむしろ幼稚園の方をより嚴重に規定してゐるともいえる。この點からみても幼稚園における教育の困難性及び重要性が示され、より優秀なより研究的な教師の必要を示してゐる。

教師は、幼稚園の教育機關としての地位をおもひ、人間と

しての一般的教養はもろん常に相携えて教師としての専門的な教職的教養を積み、すぐれた教師たるにふさわしい素質と時運におくれぬ社會的教養とを持ち、たゆまざる努力を続け幼児のためによりよい生活を建設することに貢献しようとする熱意を持つべきである。

又幼稚園は前述のとおり法律に定める學校であるからその教員は教育基本法第六條に示されている「教員全體の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならぬ。」との條項は公立私立の教師をとはずひとく銘記すべきである。

